

平成 29 年 10 月 4 日

企業会計基準委員会 御中

日本商工会議所
産業政策第一部

「収益認識に関する会計基準（案）」（企業会計基準公開草案第 61 号）

に対するコメント

標記の件につき、下記のとおり意見を提出いたします。

記

- ・ 費用、収益を会計上で認識する時期や金額を定めている会計基準が現行のものと異なる場合には、費用および収益の帰属事業年度などに変更が生じ、法人税法上の所得金額の計算などの面から税務にも影響が出る可能性がある。
- ・ 一方、中小企業においては、「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」が用いられており、特に「中小企業の会計に関する基本要領」は I F R S の影響を受けないものとされている。
- ・ 仮に、「収益認識に関する会計基準」が策定されたことに伴って、税制が改正されることになれば、中小企業にとって会計処理の変更がないにもかかわらず、税負担の変動や事務負担の増加という影響が生じる可能性があり、ひいては確定決算主義の維持が危ぶまれる状況を招来しかねない。したがって、「収益認識に関する会計基準」の策定に伴って、税制上の取扱も改正となる場合には、中小企業に影響が及ぶことがないようにすべきである。

以上